

事務所:

台湾10409台北市南京東路二段125号

偉成大樓7階

Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711

E-mail: tiplo@tiplo.com.tw

Website: www.tiplo.com.tw

東京連絡所:

東京都新宿区新宿2-13-11

ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号

Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

記事提供: TIPLO Attorneys-at-Law 台湾国際專利法律事務所

© 2017 TIPLO, All Rights Reserved.

TIPLO News

2017年2月号(J210)

このニュースメールは、知的財産分野を中心に、台湾の法律情報等を様々な角度から取り上げ、日本語と英語の両方で月に一回お届けしています。

台湾知的財産事情に対する理解を深め、新着情報をいち早くキャッチするための道具として、このニュースメールだけでなく、特許・商標・著作権等に関するあらゆる情報を完全網羅し、関連法制の改正から運用実務まで徹底解説する当所サイト <http://www.tiplo.com.tw> もぜひご活用ください。

今月のトピックス

- 01 聯発科技が3年連続で「Top 100 グローバル・イノベーター」にランクイン
- 02 2016年米国特許取得件数番付でIBMが連覇
- 03 「別蚊我」商標に識別性あり、商標権侵害で業者に有罪判決
- 04 台南「度小月」に類似するため「宜蘭渡小月」商標の登録を拒絶
- 05 「NuBra」は著名商標、知的財産裁判所は2社に商標権侵害の判決

台湾知的財産権関連判決例

01 専利権関連

進歩性判断の基準となる先行技術は無効審判請求人が証拠として提出した引用文献だけではなく、特許出願前の当業者が有する通常の知識も該当

02 著作権関連

女性がナンパ男性の個人メールを公開、著作権侵害で1万1000新台幣ドルの賠償命令

今月のトピックス

J170112Y1

J170111Y1

01 聯発科技が3年連続で「Top 100 グローバル・イノベーター」にランクイン

クラリベイト・アナリティクス（Clarivate Analytics、旧トムソン・ロイター IP&Science 部門）は2017年11月11日に「Top 100 グローバル・イノベーター 2016（2016 Top 100 GlobalInnovators）」番付を発表した。アジア太平洋地区の企業・機関が上位100社のうち39社を占め、それらは4つの国・地域（日本、韓国、台湾、中国）の企業・機関であった。そのうち台湾からは聯発科技（MediaTek）が選ばれ、2014年、2015年に続く3年連続のランクインとなった。

「Top 100 グローバル・イノベーター」番付はすでに6年目を迎えている。2016年の研究によると、グローバル・イノベーターの発展戦略に明らかな変化がみられているという。企業・機関の「特許数（特許出願件数）」は減少しているが、「成功率（特許出願の成功率）」が上昇している。また研究開発費については新製品開発で急成長がみられており、量より質が重視されてきていることがわかる。

今回選ばれた上位100社についてみると、2015年の売上総額が4兆米ドル、研究開発費が2270億米ドル超に達している。また上位100社の研究開発への投資は平均すると「S&P 100」に比べて9.1%上回っている。（2017年1月）

J170110Y1

02 2016年米国特許取得件数番付でIBMが連覇

2016年米国は合計30万4126件の特許を許可し、過去最高を記録した。また米国特許取得件数番付で24年連覇している「特許の王者」IBMが、2016年も余裕の首位獲得を達成した。

特許関連情報サービス会社であるIFI Claims Patent Servicesの年間統計資料によると、IBMは2016年に8088件の特許を取得して過去最高を記録しており、前年比で9.97%増加、つまり733件増加している。

2016年米国特許取得件数番付の上位5社は2015年と変わっていない。2位は韓国のサムスン電子（Samsung）で5518件、3位は日本のキャノン（Canon）で3665件、4位は米国のクアルコム（Qualcomm）で2897件、5位はグーグル（Google）で2835件だった。台湾の台湾積体回路（TSMC）は2288件で、9位にランキングされ、トップ10入りしている。

IFIによると、総体的にみてアジアの企業・機関が積極的に米国での特許出願件数を伸ばしており、また米国も引けを取らないが、日本は成長が停滞する傾向にあるという。米国と日本はそれぞれ特許取得件数トップ50において17社ずつ占めているに対して、アジアはその他の26社を占めた。（2017年1月）

J170121Y2

03 「別蚊我」商標に識別性あり、商標権侵害で業者に有罪判決

新録国際実業有限公司（Shin Lai International Industry Limited Company、以下「新録公司」）は2016年4月からテレビショッピングやオンラインショッピング等のプラットフォームにおいて、「『新録家居』別蚊我-無線滅蚊神器」を商品のタイトルとして電気蚊取り器を販売した。

「別蚊我」商標を所有する台湾優生股份有限公司（Taiwan US Baby Articles Co., LTD.、以下「優生公司」）は電気蚊取り器を優生会社が生産販売する商品だと消費者に誤認混同を生じさせると考えて告訴し、新北地方裁判所の検察官が取調べを行い起訴した。新北地方裁判所は先日、新録公司の代表者である詹〇〇に対して商標権侵害により5カ月の懲役に処し、罰金への転換も可とする判決を言い渡した。さらに上訴できる。

優生公司側の主張は以下のとおり。「別蚊我」商標は「吻」を「蚊」に置き換えた（訳注：「別吻我（no kiss）」と同音）識別性の高い商標であり、同商標は蚊よけシート、蚊よけ虫刺され薬等の商品に使用されているが、新録公司の蚊取り器は同類の商品であるため、2016年5月

に発見した後、新録公司及びショッピングプラットフォームに対して「別蚊我」に類似する商標の使用を停止するよう要求した。

新録会社の代表者である詹〇〇は以下のとおり答弁した。同社が販売する商品は蚊取り器であり、「別蚊我」商標の指定商品に蚊取り器は含まれていない。また新録会社が販売する商品はいずれも自社の商標を使用しており、その商品のタイトルにある「別蚊我」（即ち「蚊よ、私を刺さないで」の意）を商標としては使用しておらず、その商品の機能性を説明、形容しているにすぎないため、善意の使用である。

判決書は以下のように指摘している。「別蚊我」商標は2012年と2013年に登録された後、優生会社が長年にわたって宣伝し、ハーブ虫除けスプレー等の商品に使用しており、数百万新台幣ドルの広告費を投じているほか、有名人を商品のイメージキャラクターとして起用しており、該商標は生来的識別力を有しているほか、消費者に広く認知されている。

しかしながら、新録会社はショッピングプラットフォームで蚊取り器を販売した際に、「別蚊我」を商品のタイトルとし、目立つ位置に配した。字の前後のいずれにも「別蚊我」をその他の文字と混ざらないようにするための適当な間隔や句読点がみられない。このため消費者は商標と認識してしまい、新録会社が「別蚊我」商標の高い知名度にただ乗りするおそれがある。よって新録会社の代表者である詹〇〇に対して5カ月の懲役に処し、罰金への転換も可とする判決を言い渡した。さらに上訴できる。（2017年1月）

J170107Y2

J170106Y2

04 台南「度小月」に類似するため「宜蘭渡小月」商標の登録を拒絶

国寶をもてなした料理を食べることができる宜蘭の有名レストラン「宜蘭渡小月」は2013年11月に「宜蘭渡小月」商標を知的財産局に出願し、2014年10月に2件の商標出願に分割した後、分割後の「宜蘭渡小月」商標出願において「レストラン、旅館」等の役務での使用を指定した。知的財産局は審査の結果、台南の「度小月」商標と類似しており、いずれも類似の役務に使用することから、消費者は誤認混同し得ると認定し、拒絶査定を下した。「宜蘭渡小月」レストランはこれを不服として行政訴願を提起したが経済部に棄却されたため、行政訴訟を提起した。知的財産裁判所は先日「宜蘭渡小月」レストランに敗訴の判決を言い渡した。さらに上訴できる。

「宜蘭渡小月」レストランは以下のとおり主張した。「宜蘭渡小月」レストランは1968年に開業し、レストラン名は長い間使用されており、これは「度小月」商標の登録時期（1978年5月8日と1995年9月4日）よりも前であることから、「宜蘭渡小月」レストランは「宜蘭渡小月」商標を善意で使用するもので模倣する意図がないことがわかる。該商標は台湾の地名である「宜蘭」と「渡小月」から構成され、その中の地名「宜蘭」は提供する商品又は役務の主な特色が「宜蘭風味」であることを明示している。さらに「宜蘭渡小月」レストランは中高価格帯のフルコースサービスを主に提供しているのに対して、台南「度小月」レストランは台南の伝統的な軽食で有名であり、リーズナブルな価格で提供している。よって両者は市場における位置づけ、消費価格帯ともに異なる。さらに經濟部商業司が行った活動において、「宜蘭渡小月」と「度小月」をそれぞれ東部と南部の老舗として選出しており、双方の商標は市場で長年にわたり併存しており、消費者が誤認混同するには至らないはずである。

知的財産裁判所は、双方の商標が消費者に与える主な印象は「渡小月」、「度小月」の三文字で、外観が類似し、呼称が同じであり、いずれも「景気が良くない月を乗り越える」という意味であり、観念も同じである、と認めた。

また双方の商標はいずれもレストラン、飲食店等の役務に使用され、消費者が同一のシリーズの商標であると誤認させる可能性が確かにあり、さらには「宜蘭渡小月」レストランの看板には「渡小月」の三文字が使用され、登録しようとする商標である「宜蘭渡小月」ではなく、「宜蘭渡小月」商標と「度小月」商標が長年併存してきたとは認めがたく、「度小月」商標の出願と登録許可はいずれも「宜蘭渡小月」商標よりも前であるため、知的財産裁判所は「宜蘭渡小月」レストランの請求を棄却した。（2017年1月）

05 「NuBra」は著名商標、知的財産裁判所は2社に商標権侵害の判決

宏昇昌実業有限公司 (Hon Sung Chun Industrial Co., Ltd.、以下「宏昇昌公司」と普來美国際有限公司 (Primaeval International Co., Ltd.、以下「普來美公司」) は NU BRA、NUBRA 等の文字を使用してサイト上で「インビジブルブラ (Invisible bra)」を販売したため、知的財産裁判所は台湾絶世好波股份有限公司 (Taiwan Nubra Co., Ltd.、以下「台湾絶世好波公司」) の商標権を侵害したと認定して、それぞれ 30 万新台湾ドル、20 万新台湾ドルの損害賠償を命じる判決を言い渡した。これにより全件の判決が確定した。

台湾絶世好波公司は以下のように主張している。同社は「NuBra デザイン図」及び「NuBra」商標の商標権者であり、両商標は「ブラジャー、パジャマのパンツ、ブラジャーのカップ、…」等の商品での使用を指定しており、長期にわたって広く宣伝に使用してきたため、著名商標となっている。しかしながら宏昇昌公司与普來美公司是公然と NU BRA、NUBRA 等の文字を使用してサイトでインビジブルブラを販売したため、台湾絶世好波公司の商標権を侵害している。

宏昇昌公司は以下のように答弁している。「NuBra」はインビジブルブラを指し、一種の通称名である。さらに宏昇昌公司是サイトで特に「方妮 FaNi」の商品の出所を標示しており、宏昇昌公司には台湾絶世好波公司の「NuBra」商標の知名度にただ乗りしようという意図はないことが分かる。消費者を混同させることはない。

普來美公司も以下のように主張している。普來美公司が使用した商標は「希蜜習兒」、「SYNNETRY」であり、故意に「NuBra」の文字を使っておらず、また「NuBra」を商標として使用していない。さらに「NuBra」はインビジブルブラの代名詞となっており、識別性は極めて低く、著名商標ではない。

知的財産裁判所の判決書によると、「NuBra デザイン図」及び「NuBra」商標の「Bra」は「ブラジャー」を意味するもので、それはブラジャーでの使用を指定していることと関連があるが、「Nu」は国民が常用する周知の外国語の語彙ではない。台湾絶世好波公司が提出したオンライン辞典を用いた「Nu」の検索結果によると、「Nu」には 104 種類の定義があり、その中に nude (ヌード) の意味が含まれ、「Nu」は周知の語彙ではなく、消費者は一定の想像、思考、感受、推理を通じて始めてその意味を理解できるため、「NuBra デザイン図」及び「NuBra」商標は生来的識別力を有する。宏昇昌公司与普來美公司 NU BRA、NUBRA 等の「NuBra」に類似する英語を標示したことは、明らかに混同の効果をもたらし、「NuBra」商標の知名度にただ乗りしようとしたことは明らかであるため、両社が権利を侵害したと認定し、それぞれ 30 万新台湾ドル、20 万新台湾ドルの損害賠償を命じる判決を言い渡した。全件の判決は確定した。(2017 年 1 月)

台湾知的財産権関連判決例

01 専利権関連

■ 判決分類：専利権 (特許権)

I 進歩性判断の基準となる先行技術は無効審判請求人が証拠として提出した引用文献だけではなく、特許出願前の当業者が有する通常の知識も該当

II 判決内容の要約

最高行政裁判所判決

【裁判番号】105 年度判字第 41 号

【裁判期日】2016 年 1 月 28 日

【裁判事由】発明特許の無効審判請求

上訴人 旭泰玻璃纖維股份有限公司 (Hsu Tai Glass Fiber Co., Ltd.)

被上訴人 經濟部知的財産局

参加人 千瑜耐火材料科技有限公司 (Chian Yu Technologies Company Ltd.)

主文

上訴を棄却する。

上訴審の訴訟費用は上訴人の負担とする。

一 事実要約

上訴人は2007年10月26日「矽耐板（SiNice fireproof board）の製造方法及びその製品」を以て被上訴人に発明特許（訳注：以下「特許」）の出願を行った。その請求は計8項目であった。被上訴人は第96140165号審査と番号をつけて審査を行い、上訴人は2011年8月19日に明細書の「補正本（補正資料）」を提出して、さらに発明名称を「矽耐板の製造方法」に補正し、補正後の請求項を計6項目とした。被上訴人は該補正資料に基づいて審査を行った結果、2012年2月23日に許可査定を行い、発明第I361798号特許証書（以下「係争特許」）を発給した。その後参加人は係争特許には許可時の専利法（訳注：専利法は日本の特許法、実用新案法、意匠法に相当）第23条、第31条第1項前段及び第22条第4項規定に違反しているとして、これに対して無効審判を請求した。被上訴人が審理した結果、係争特許が同法第22条第4項規定に違反していると認め、2014年2月26日に（103）智専三（五）01021字第10320266830号特許無効審判審決書を以て「請求項1乃至6の無効審判請求成立による取消し」の処分を言い渡した。上訴人はこれを不服として、手続きを踏んで行政訴訟を提起し、訴願決定及び原処分取消しを請求した。原審は職権により参加人に被上訴人の訴訟に参加するよう命じ、上訴人の原審における請求を棄却する判決を行った。上訴人はなお不服として、本件の上訴を提起し、原判決の取消しを請求した。

二 両方当事者の請求内容

上訴人の起訴主張：

被上訴人は係争特許の請求項1の工程を分解し、一つずつ証拠3乃至証拠5に対応させており、それらの工程間における順序に係る関連性の有無を考慮しておらず、また係争特許と対応する証拠との相違点が先行技術のどこにあるのかについては指摘せず、直接係争特許の請求項1はその発明の属する技術分野における通常の知識を有する者（当業者）にとって容易になし得るものであり、進歩性を有しないと認定しているが、これは審査基準第二篇三章3.3の進歩性の認定原則に違反しており、係争特許の明細書の内容が順序を踏んで、簡単なものから複雑なものへと移行することにより生じる後知恵でもある。よって係争特許請求項1は先行技術に対して容易になし得るものではなく、進歩性を有する。係争特許請求項4は請求項1をさらに5%～10%のノボラック樹脂を含む接着剤で限定するもので、これも進歩性を有する。係争特許請求項1に従属する請求項2、請求項3並びに請求項4に従属する請求項5、請求項6もまた進歩性を有する等々。

被上訴人は、上訴人の請求を棄却するよう請求する。

三 判決理由の要約

本裁判所は、本件被上訴人が2012年2月23日に係争特許を許可査定したため、係争特許の特許権を取り消すべき状況の有無については、許可査定時に適用された2010年8月25日改正公布、2010年9月12日施行の専利法（以下「許可時の専利法」）規定に基づいて判断すべきである。自然法則を利用した技術思想の創作であり、かつ産業上利用することができる発明は許可時の専利法第21条、第22条の規定に基づき特許の取得を出願できる。また発明において第22条第1項に掲げられる特許を受けることができない状況がなくとも、当業者が出願前の先行技術に基づいて容易になし得るときは、特許を受けることはできないと、同法第22条第4条に規定されている。さらに上記規定に違反があるときは、何人も証拠を提出して無効審判を請求することができ、特許主務機関はその特許権を取り消すよう審決できると、同法第67条第1項第1号、第2項後段に規定されている。ゆえに特許は無効審判請求人が無効審判を請求してそれが進歩性を有しないことを証明したならば、特許主務機関は請求成立を決定し、その特許権を取り消す審決を行わなければならない。

係争特許の「積棉輸送（集積・搬送）」は後続の「軋針（ニードルパンチ）」を行うために不織布繊維を所望の厚みになるまで繰り返して積み重ねる工程である。添付資料1、添付資料2は繊維を梳綿してシートとし、所望の厚みになるまで繰り返して積み重ねており、それらの工

程はいずれも繊維を平均的に散布するもので、係争特許の技術手段はそれらに類似しているか、または簡単な変更があるかに過ぎない。原判決は添付資料 1、添付資料 2 にはすでに、「開棉（オープニング）」、「梳棉（カーディング）」、「疊棉（クロスラッピング）」、「軋針（ニードルパンチ）」等の流れ作業が明確に説明されており、通常の不織布製作に関する技術手段を証明するのに十分であるため、当業者であれば、繊維を断熱材料又は防火材料に応用する技術的課題に直面したときに、無効審判証拠の技術内容に基づいて証拠 3、証拠 4、証拠 5 を組み合わせて係争特許出願時の通常の知識を参酌する動機付けがあり、係争特許の発明を容易になし得るため、審理した結果、論理法則、経験則に反するところはないと認めた。

また許可時の専利法第 67 条規定によると、同法第 22 条規定に違反した場合、特許主務機関は無効審判又は職権に基づいてその特許権を取り消すことができるため、特許無効審判事件において行政裁判所は本来処分権主義に基づき係争特許を取り消すべきか否かを判断するとき無効審判請求人が主張する請求理由とそれが提出する証拠のみで審理すべきである。しかしながらこれは裁判所の審理において、無効審判の証拠以外に、同一の基礎となる事実に関連する補助証拠についてさらに調査してはならないということではない。いわゆる特許行政訴訟には産業の発展を促進するという公益の目的が含まれており、特許権を取り消すべきか否かは私利に係わる考慮に限定すべきではない。補助証拠は元来ある無効審判証拠の証拠能力又は証明力を補足するのに用いられる。もし無効審判証拠の信頼性がなお足りず、裁判所が明確な心証を得られないならば、公益に係わる考慮に基づき、裁判所は真実を発見するために無効審判証拠と関連性がある補助証拠を職権に基づいて調査してはならないということはない。さらに進歩性の判断は前述の許可時の専利法第 22 条第 4 条規定により、当業者が引用文献に開示される先行技術に基づき、出願時の通常の知識を参酌して、該先行技術の転用、置換、変更又は組合せなどの方法を用いて係争特許を容易になし得るか否かで判断する。よっていわゆる先行技術は請求人が証拠として提出した引用文献のみに限らず、係争特許出願前に当業者が有する通常の知識も含まれる。

審理したところ原審は繊維技術分野の専門知識の角度から、同一の無効審判証拠（証拠 3、証拠 4 及び証拠 5）の範囲において、職権により調査した証拠に基づき、事前に心証を公開して当事者に弁論させた。前述の規定及び説明からみて、法に合わないところはなく、上诉人が主張する現行専利法第 57 条第 1 項及び行政訴訟法第 125 条第 1 項、第 133 条の規定違反はないといえる。添付資料 1、添付資料 2 が職権により調べて知りえた新たな証拠であるため原判決は法令に違背していると上訴趣旨では指摘されているが、いずれも採用するに足りない。

以上の次第で、本件上訴に理由はな。智慧財産案件審理法（知的財産案件審理法）第 1 条及び行政訴訟法第 255 条第 1 項、第 98 条第 1 項前段に基づき、主文のとおり判決する。

2016 年 1 月 28 日

最高行政裁判所第三法廷

裁判長 藍獻林

裁判官 林文舟

裁判官 姜素娥

裁判官 胡國棟

裁判官 許金釵

02 著作権関連

■ 判決分類：著作権

1 女性がナンパ男性の個人メールを公開、著作権侵害で 1 万 1000 新台幣ドルの賠償命令

■ ハイライト

個人メールにも独創性があり、勝手に公開すると著作権法に違反することになる。知的財産裁判所は、洪○○（女）が陳○○（男）との間で交わしたメール（陳○○の当初の目的はナンパ）の内容をネットで公開したことは陳○○の書信の著作権を侵害するものであると認め、洪○○に 1 万 1000 新台幣ドルの損害賠償を命令した一審判決を維持した。本件は上訴できる。

判決書によると、陳〇〇は洪〇〇に好意を抱き、2011年10月に高雄誠品書店にて、個人のメールアドレスを書いたナンパ目的のメモを洪〇〇のリュックにしのばせた。洪〇〇は陳〇〇に返事のメールを出したが、陳〇〇から生まれ年と住所等の個人情報を質問されたため回答を拒否したところ、陳〇〇はメールで「君たち女性って頭の構造に問題がある!」、「まったく意味がわからない」等と罵倒した。

洪〇〇は罵倒された後、ナンパされた経緯と双方間で交わされたメールの内容を「高雄で出会ったキチガイ」というタイトルをつけてPTT高雄版に投稿し、陳〇〇のメールアドレスと、ネットユーザーから提供された政大書城で発生した同様の事件の動画（にリンクするURL）を公表した。

陳〇〇は洪〇〇を名誉妨害（訳注：名誉毀損に相当）で告訴したが、一、二審ではいずれも、洪〇〇は不満を発散しただけで公然の侮辱を構成しないと認定された。陳〇〇は権利侵害の民事訴訟に切り替え、一審の高雄地方裁判所は、陳〇〇のメールの内容には独創性があり、著作権法の保護を受けるべきであると認め、洪〇〇に1万1000新台幣ドルの損害賠償を命じる判決を下した。洪〇〇はこれを不服として上訴したが（二審の知的財産裁判所に）棄却された。

【自由時報 2016年4月27日】

II 判決内容の要約

知的財産裁判所民事判決

【裁判番号】104年度民著上字第13号

【裁判期日】2016年4月14日

【裁判事由】著作権侵害の財産権に係る係争等

上訴人 洪〇〇

被上訴人 陳〇〇

上記当事者間の著作権侵害の財産権に係る係争等事件により、上訴人は2015年8月31日台湾高雄地方裁判所103年度訴字第420号第一審民事判決に対して上訴を提起し、本裁判所は2016年3月10日に口頭弁論を終え、次のとおり判決する。

主文

上訴を棄却する。

第二審訴訟費用は上訴人の負担とする。

一 事実要約

被上訴人は上訴人に好意を抱き、機に乗じて個人のメールアドレスを書いたナンパ目的のメモを洪〇〇のリュックにしのばせた。上訴人はメモに書かれていたメールアドレスを以て被上訴人に返事のメールを出した。上訴人が被上訴人に質問された生まれ年と住所等の個人情報に関する回答を拒否したところ、被上訴人はメールで「君たち女性って頭の構造に問題がある!」、「まったく意味がわからない」等と罵倒した。上訴人は罵倒された後、ナンパされた経緯と双方間で交わされたメールの内容を「高雄で出会ったキチガイ」というタイトルをつけて「批踢踢實業坊（PPT）」サイト（以下、PPTサイト）の高雄版に投稿し、被上訴人のメールアドレスと、ネットユーザーから提供され、被上訴人が数年前に録画されている政大書城で発生した同様の事件の監視ビデオ動画にリンクするURLを公表した。

原審は上訴人に著作財産権の侵害について1万新台幣ドルを、著作者人格権の侵害について1000新台幣ドルを支払うとともに、PPTサイトに公表した被上訴人のメールの内容を削除するよう命じる判決を下した。上訴人はこれを不服として、上訴を提起した。

二 両方当事者の請求内容

(一) 上訴人の請求：

(1) 原判決の上訴人に不利な部分を取り消す。

(2) 上記取消部分について、被上訴人の第一審における請求を棄却する。

(3) 第一審及び第二審の訴訟費用は被上訴人の負担とする。

(二) 被上訴人の答弁：

- (1) 上訴を棄却する。
- (2) 第一審及び第二審の訴訟費用を上訴人の負担とする。

三 本件の争点

上訴人は被上訴人の著作権を侵害しているのか。上訴人は賠償責任を負うべきか。責任があるのならば、(賠償金の)金額はいくらか。被上訴人が上訴人に対して PPT サイトに上訴人によって公表された被上訴人に係る原審判決添付資料一、添付資料二に示されるようなメール(以下「係争メール」)の文章を削除するように請求することには根拠があるのか。

(一) 被上訴人の主張：

上訴人は 2011 年 10 月 15 日 22 時頃、被上訴人の同意を得ず、さらに他人のメールの内容を公開することを禁止する PPT サイトの規定に違反して、被上訴人の書信の著作物の内容を上訴人が発表する文章の大部分の内容として PPT サイトへ投稿して「批幣(注：同サイトで流通する仮想通貨)」を取得し、被上訴人の書信の著作権(著作者人格権と著作財産権を含む)を侵害した。よって原審において著作権法第 84 条、第 85 条、第 88 条及び第 88 条の 1 の規定により上訴人にそれが PPT サイトに公表した被上訴人に関する内容の文章を削除するよう請求するとともに、上訴人に賠償責任を負うよう請求した。

(二) 上訴人の主張：

1. 上訴人は自分のメールをネット上に貼り付けたに過ぎず、単に自らの経験を以てネットユーザーに注意を喚起したかっただけで、文章の内容はいずれも公の批評を受けることができる客観的事実であり、内容を捏造して被上訴人を誹謗し、その社会的評価を貶めようとするものではない。そのメールの内容の真実性については被上訴人も争っておらず、上訴人が故意又は過失により被上訴人の人格権を侵害したとはいいがたく、メールをやりとりした対話記録を公開しただけであり、上訴人が被上訴人の著作権を侵害し損害賠償の責任を負うべきとは認めがたく、かつ上訴人もこれらの文章を貼り付けることで利益を得ていない。メモは被上訴人が自主的に上訴人のリュックに入れたもので、被上訴人がメモにおける情報を公開することを望んでいたことを意味するものである。
2. 原審は形式上、被上訴人のメールの内容を書信の著作物と認定しているのみで、書信の実質的な内容は探究されておらず、実質上、その書信は上訴人と被上訴人の対話内容にすぎず、特殊な商業的価値はなく、たとえ当該文書の著作物に独創性があったとしても、その価値は高くなく、かつ社会の公共利益の調和を図り国家の文化発展を促すものではない。利用目的と性格については、法に基づき合理的な使用と認定すべきことは当然であり、台湾高等裁判所檢察署知的財産分署 103 年度上声議字第 576 号不起訴処分書を証拠として提出する。
3. 被上訴人は電子メールという方式で上訴人と対話しており、危険引受に類似する概念に該当する。被上訴人はすでに話を口に出しているため、それは自ずと第三者に話されるという可能なりスクを引き受けるべきであり、かつ「一旦個人が自らのプライバシーを他人に告知したならば、それは自らのプライバシーを他人に知らせることに『同意』したと見なすことができ、『個人は他人が第三者に話すことができないよう制御することができず』、かつそれが拡散することを制御できないため、即ちそれは当該談話の対象以外の第三者が秘密を知悉し得るという結果を望んでいるはずである」と認め、解釈上は著作権法でいうところの公表の概念であると認定すべきである。
4. 被上訴人が上訴人に対して上訴人が PPT サイトに公表した被上訴人に係る内容の文章を削除するように請求する云々については、当該文章は被上訴人が起訴する前に PPT サイトのシステムによって自動的に削除されている。

四 判決理由の要約

- (一) 本裁判所は原判決の添付資料一、添付資料二の電子メールの内容を吟味したところ、他人を批判したり罵倒したりする文章ではあるが、それは被上訴人が電子メールの形式で本人の思想と感情を外部に表現したものであり、被上訴人の知恵が投入され、被上訴人の精神力の作用による成果であり、被上訴人の個人の特質を十分に表現しており、その個性又は独創性であり、創造性の最低限の度合いを有しているため、著作物を美観だけで差別しない原則に基づいて保護を受けることができる。さらに原判決の添付資料一、添付資料二の電子メールの内容は著作権法第 9 条で規定する保護を受けない著作物ではないため、独創性を有する言語の著作物であり、著作権法の保護を受

- けるものである。電子メールは被上訴人が上訴人に送ったものだが、被上訴人は上記メール内容の著作権者である。
- (二) 刑事判決で認定された事実は独立した民事訴訟において拘束力を有さない。さらに著作権法第 52 条、第 55 条規定はいずれも「すでに公表された著作物」を要件としており、係争メールの著作物は双方間の往来のみであり、公表されておらず、公の評価を受けることができるものではなく、また上訴人は係争メールの著作物がすでに公表されていると立証していないため、著作権法第 52 条、第 55 条規定は適用されず、したがって著作権法第 63 条第 3 項、第 65 条第 1 項規定を適用する余地もない。上訴人は被上訴人が上訴人のリュックにメモを入れた事について、上記メモを論述するだけでよく、被上訴人と上訴人との間で交わされたメールすべてを複製して公開する必要はなく、また上訴人は係争メールのすべての内容を引用しており、適当に括弧で断片を引用して逐一批判するものではなく、合理的な使用とは認定しがたい。よって上訴人が係争メールを複製して公開したことは、合理的な範囲にはなく、合理的な使用とは認めがたい。
- (三) 著作者人格権には公表権と氏名表示権が含まれる。上訴人は被上訴人の同意を得ずに未公開の著作物、即ち係争メールの内容を PPT サイトにおいて公衆に公開し、被上訴人の公表権を侵害したため、被上訴人の著作者人格権侵害に該当する。上訴人が引用した係争メールは複製して公開され、氏名が表示されていないが、著作権法第 64 条には出所の明示の目的は著作権者の著作者人格権における氏名表示権を保護し、公衆に引用した著作物の作者が誰であることを告知することである。本件被上訴人は本件訴訟手続きにおいて係争著作物を公開しない権利を一貫して表明しており、上訴人はその意向に反して係争著作物を公開したが、被上訴人の氏名を表示しておらず、その氏名表示権の侵害には該当しない。
- (四) 上訴人が被上訴人の係争メールの内容を発表した文章の大部分として「批幣」を取得し、被上訴人の書信の著作権を侵害したと被上訴人が主張している件について、「批幣」の価値は見積もることができず、上訴人が著作権の侵害を業としていないこと、被上訴人も実際の損害額を証明できないこと等を酌量した結果、この部分の著作財産権及び著作者人格権の侵害による資産以外の損害賠償額をそれぞれ 1 万新台湾ドル、1000 新台湾ドルとするのが妥当であると認める。
- (五) 本件上訴人は被上訴人が起訴する前に PPT サイトのシステムに自動的に削除されている云々と答弁しているが、上訴人はそれが事実であると立証しておらず、この部分の主張は採用できない。よって被上訴人が上訴人に係争メールの内容を削除するよう請求することには理由があり、許可すべきである。

2016 年 4 月 14 日

知的財産裁判所第一法廷

裁判長 陳忠行

裁判官 熊誦梅

裁判官 曾啓謀

TIPLO
Attorneys-at-Law
Since 1965

台灣國際專利法律事務所

事務所:

台湾10409台北市南京東路二段125号

偉成大樓7階

Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711

E-mail: tiplo@tiplo.com.tw

Website: www.tiplo.com.tw

東京連絡所:

東京都新宿区新宿2-13-11

ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号

Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

記事提供: TIPLO Attorneys-at-Law 台湾國際專利法律事務所

© 2017 TIPLO, All Rights Reserved.